

奈良県告示第百七十号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）第六条第一号ホ(4)ただし書、同条第二号イただし書及び同条第三号ホ(3)ただし書の規定により、その用途によってやむを得ないと認めて知事が指定する建築物及び知事が指定する高さを次のとおり定める。

令和二年八月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定する建築物

明日香村コミュニティゾーン（明日香村コミュニティゾーン地区計画が定められた区域をいう。）において建築される公共公益施設であつて、当該施設としての機能上又は技術上の理由により、その全部又は一部の高さが十メートルを超えることがやむを得ないもの

二 指定する高さ

前号に規定する全部又は一部につき、十五メートルを超えない範囲内において、同号の理由により必要であつて、かつ、最小限の高さ